

日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町長は、乾燥した紀州材（以下「乾燥紀州材」という。）の生産体制を支援するとともに、乾燥紀州材を使用した良質な木造住宅（以下「乾燥紀州材の家」という。）の建築を促進することにより地域の林業・木材産業を活性化し、森林の健全な育成を図るため、乾燥紀州材の家を建築しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年5月1日施行。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者及び補助対象事業）

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、町内に自ら居住するための乾燥紀州材の家を建築しようとする者とし、補助金交付の対象となる事業は、構造材（構造材と併せ内外装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して専用・併用住宅（建売住宅を除く。）を建築しようとするもの又は構造材（構造材と併せ内外装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して既存の住宅の全部又は一部を増改築、リフォームをしようとするもので、補助金の交付を申請する年度の2月末日までに、補助対象部分の工事が完了する事業とする。

（補助金の上限額等）

第3条 補助金の上限額は、使用する乾燥紀州材の使用材積又は使用面積に応じ、次のとおりとする。

種 別	乾燥紀州材の使用材積又は面積 (1棟当たり)	補助金の額 (1棟当たり)
新築・増築・ 改築事業	5立方メートル以上 10立方メートル未満	60,000円
	10立方メートル以上 15立方メートル未満	130,000円
	15立方メートル以上	200,000円
リフォーム事業	20平方メートル以上	50,000円

（補助金の申込み）

第4条 補助金の申込みの様式は、新築・増築・改築事業にあつては第1号に、リフォーム事業にあつては第2号に、各々掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（1）新築・増築・改築事業

書 類	様 式	作成部数	提出期限
1. 日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）申込書	別記第1号様式	各1部	別に定める
2. 日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）計画書	別記第2号様式		
3. 木拾い表（計画）	別記第3号様式		
4. 建築確認済証の写し及び建築確認申請書（控え）の写し	別記第4号様式		

5. 建築工事届出書の写し	/	各1部	別に定める
6. 設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）の写し			

※4, 5は該当するいずれかの書類を提出すること。

(2) リフォーム事業

書 類	様 式	作成部数	提出期限
1. 日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）申込書	別記第1号様式の2	/	別に定める
2. 日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）計画書	別記第2号様式の2		
3. 木拾い表（計画）	別記第3号様式の2		
4. 工事請負契約書又は請書の写し	/		
5. 設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）の写し			
6. 工事着手前写真（既存住宅全体及び工事箇所ごとの写真）			
7. 既存住宅の建設された時期（着工年月日）を確認できる書類			
8. 耐震診断の結果を確認できる書類			
9. 住宅耐震改修工事を実施済み又は実施することを確認できる書類の写し			

※ 5の設計図がない場合、補助対象箇所の面積を確認できる図面等を提出すること。

※ 8は、耐震診断を要する既存住宅のリフォームを行う場合に提出すること。

※ 9は、耐震診断を要する既存住宅で、耐震基準未滿と判定された住宅のリフォームを行う場合に提出すること。

(申込内容の変更等)

第5条 補助金の交付申請を変更・取り下げる場合は、補助金交付申請取り下げ書（別記第5号様式）を町長に届け出なければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第6条 補助事業実績報告書の様式は別記第6号様式とし、添付すべき書類の様式等は次のとおりとし、紀州材であることの認証は、別に定める「紀州材認証システムの実施について」（平成15年制定）に準じて行うものとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業実績書	別記第6号様式	正1部 副1部	3月末
木拾い表（実績）	別記第3号様式		
紀州材証明書	別に定める		

写 真	別に定める	正 1 部	3 月末
関係書類		副 1 部	

(交付決定及び額の確定)

第 7 条 補助金の交付決定及び補助金の額の確定通知は、別記第 7 号様式により行う。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

(現地調査等の協力義務)

第 9 条 補助金の交付を申請した者は、現地調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

(補助金の取り消し又は返還)

第 10 条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号に該当するときは、補助金交付の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金交付の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当なとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

町長は、前項の規定により補助金交付の決定等を取り消した場合においては、当該取り消しにかかる部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(書類の経由)

第 11 条 この要綱に基づき提出する書類のほか、和歌山県が実施している「紀州材で建てる地域住宅支援事業」により、和歌山県に提出されたものについてはその写しを添付することとし、様式中の文字は、本要綱に則した文言に読み換えるものとする。

(帳簿書類等の調査)

第 12 条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿書類その他の物件の調査をさせることがある。（紀州材の需要拡大に係る協力依頼）

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- ・この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- ・この運用については、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の日高川町紀州材需

要創出事業（家づくり支援）の運用は、平成24年度から適用する。

附 則

・この運用については、平成28年4月1日から施行し、改正後の日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）の運用は、平成28年度から適用する。

別表 1

日高川町紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付申請採択基準

補助金交付申請採択基準

- （1）補助金の採択基準は、同じ年度内においては、1人につき1回のみとする。
- （2）和歌山県が行っている「紀州材で建てる地域住宅支援事業」の申請を行っていて支援対象とならなかった時点で受け付ける。
- （3）補助対象となる対象者の補助金交付申請額の総額が、予算額を超えた場合等において、補助対象となる対象者の選別を、1m³当たり単価を減額する。
- （4）補助金の交付申請を行う者は、対象住宅の建築主とする。
- （5）県が実施している「紀州材で建てる地域住宅支援事業」の補助金の交付を受けた者は、申請できない。